

関西電力は昨年十一月の電気料金値上げの申請時に高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働を十一月と想定した。だが、先行する九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の審査が難航。高浜原発も同様に時間がかかると思われる。再稼働が十一月より遅れる可能性もある。

関西電力は意見募集から、詳細設計の「工事計画」、運転手順や管理をまとめた「保安規定」の認可までを七カ月と想定。さらに規制委の現地検査と起動準備に三カ月半を要すると見込み、再稼働を十一月とした。だが「前例」の川内原発は、昨年七月の意見募集開始から七カ月たった今も工事計画の審査が続く。関係者は「それだけ事細かな指摘を受けている」とみる。規制委が書類の再修正を求めるとの見方もあり、さらに長引く可能性もある。

再稼働時期 11月以降も

審査の進捗よく、川内原発より五カ月遅れの高浜原発では、関西電力二日に工事計画の修正書計七万四千頁を提出。原発十一基を擁する関西電力は同六基の九電より豊富な人員で差を詰めたい考えだが、川内原発の審査結果次第で、修正を求められる可能性が高い。審査体制も影響する。規制委は今も川内原発を優先的に審査する方針を示しており、川内原発の工事計画審査が終わらない限り、高浜原発の審査スピードは上がらない。その後の現地検査の審査期間も不透明で、関西電力の想定より遅れることも十分にある。関西電力は一月、四年連続の最終赤字となる見込みを発表。高浜原発の再稼働が一カ月遅れると、二百八十億円の損失があるとし、八木誠社長は再稼働が十一月よりずれ込みは「黒字転換は厳しい」と話している。（塚田真裕）

司法の判断影響も

大飯裁判と同じ裁判長

福井地裁

再稼働に向け、新しい規制基準を満たしているとする審査書が原子力規制委員会によって正式決定された。関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）。だが、粛々と進む原子力規制委員会の行政手続きとは別に、司法の力が再稼働を遠のかせる可能性が浮上している。昨年十二月、高浜原発再稼働の差し止めを求め、県内住民らが福井地裁に仮処分を申し立てた。その一カ月分前、大津地裁は「規制委がいたずらに早急に再稼働を容認するとは到底考えがたい」とし、高浜原発差し止めの仮処分申し立てを却下。安全性に対する判断は示さなかった。「だが今回は違う」というのが住民側の観測だ。仮処分を担当するのが、昨年五月に大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを言い渡した裁判長の樋口英明氏。「仮処分決定が出る」との期待が高まっている。北陸電力志賀原発（石川県志賀町）の運転差し止めを命じた元裁判長で、住民側弁護団の井戸謙一弁護士は「安全性判断という中身の議論に入れば、昨年の判決と大きく異なる決定は出ないはずだ」と見通す。関西電力も福井地裁の敗訴以降、控訴審から弁護士を二人増やすなど体制を強化。司法判断の行方を警戒する。意見書の中で高浜原発の起動が一日遅れると六億円の経済的損失があると主張し、影響の大きさを訴えている。八木誠社長は定例会見で「仮処分が決定されたら、いわゆる控訴をする」と異議を申し立てる意向を示した。

議会の判断 時間足りず

県や高浜町

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）が十二日、新規規制基準に正式適合したことを受け、焦点は地元同意の手続きに移る。県や高浜町が同意を判断する時期は、統一地方選で行う知事選（三月二十六日告示、四月十二日投票）、県議選（四月二十日告示、同二十二日投票）、高浜町議選（四月二十一日告示、同二十六日投票）の後になる可能性が高まっている。

高浜町の野瀬豊町長は、住民の意見と町議会の意向を踏まえて判断する方針で、議論を重ねてきた改選前の議員の意向が「適切」とする。だが、原子力規制庁が作成する審査内容の説明ビデオを三月から住民向けに放映する考えで、同日に開会予定の三月定例会で判断に持ち込むには時間が足りない。ビデオが二月中に完成する保証もない。一方、県議会も「統一選前は厳しい」との見方が広がっている。九州電力川内原発1、2号機では、鹿児島県薩摩川内市議会の後に同県議会が判断したが、福井県議会二月定例会は高浜町議会三月定例会より先行する。西川一誠知事も正式適合に加え、詳細設計の「工事計画」の認可が出てから判断する意向を示している。川内原発では昨年九月の正式適合から五カ月たった今も、工事計画の認可は出ていない。高浜の認可が統一選前に出る可能性は低い。鹿児島県と違い、福井県は県原子力安全専門委員会（判断も参考にするが、開催日程は未定。川内原発では経済産業相が鹿児島県に同意要請を行ったが、高浜原発で踏襲するかも注目される。（西尾述志、平井孝明）

地元同意統一選後か

だが、関西電力が異議申し立てをしても、執行停止が認められない限り、仮処分は法的効力は消えない。二〇一五年三月期の連結最終損益が千八百十億円と四年連続の赤字を見込む中、高浜原発の再稼働をめぐりに経営再建したい関西電力にとって、仮処分決定が出た場合は大きな痛手となる。次回の審判は、東日本大震災からちょうど四年となる三月十一日だ。（塚田真裕）